

# 令和8年度マレーシアにおける実需連動型伴走支援事業業務委託基本仕様書

## 1 目的

海外市場における実需（具体的な引き合いや販売機会等）と連動した形で、県内生産者等に対し、輸出に必要な知識の習得、テスト販売輸出の実施、新市場開拓まで一気通貫した伴走支援を実施するもの。

新たな輸出取組者の掘り起こしを促進するとともに、海外実需に基づく実践的な取組みを通じて、将来的に自立的・継続的な輸出につながる体制の構築を目指す。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 3 対象国

マレーシア

## 4 業務内容

### (1) マレーシア向け輸出促進セミナーの開催

県内生産者等を対象に、マレーシア市場の特性、商習慣、需要動向等を理解し、具体的な輸出取組みにつなげることを目的とした輸出促進セミナーを開催すること。

#### ① 実施時期

令和8年6月

なお、具体的な実施時期は県と協議のうえ決定すること。

#### ② 実施方法

対面及びオンライン

#### ③ 実施内容

ア マレーシア市場における農産物の流通構造、需要動向、商習慣等に関する説明

イ (2)の商品選定以降のステップに進む事業者を対象に、商品カルテの作成等に係る個別相談・作成支援

ウ セミナー会場の確保・設営、参加者のとりまとめ、受講者アンケートの実施、その他セミナー運営に関する一切の業務

### (2) バイヤー招へい等による輸出商品の選定

マレーシアに販路を持つバイヤー1名以上を山形県内に招へいし、県内生産者等との商談を通じて、(3)のテスト販売輸出に向けた県産農産物の選定を行うこと。

#### ① 実施回数等

3回以上とし、県産農産物の出荷時期を踏まえ、概ね夏、秋、冬に実施すること。

なお、具体的な実施時期は県と協議のうえ決定すること。

#### ② 商品選定

マレーシアへ輸出可能な県産農産物について15商品（1事業者につき1商品以上）以上選定すること。

#### ③ 実施内容

ア 参加事業者等との個別商談の実施

イ (3)のテスト販売輸出の対象とする輸出商品の選定

ウ 選定の可否に紐づく、実需者ニーズ、物流条件、商習慣等を踏まえた参加事業者ごとのフィードバックの実施

- ④ その他  
商品カルテを用いてオンラインで実施することも可能だが、バイヤーは2回以上山形県内に招へいすること。

(3) 現地小売店等におけるテスト販売

(2)において選定された輸出商品について、マレーシア市場における実需や消費者ニーズの把握、将来的な継続取引の可能性検証を目的として、テスト販売輸出を実施すること。

① 実施回数等

3回以上とし、(2)の商品選定結果及び県産農産物の出荷時期を踏まえ、概ね夏、秋、冬に実施すること。

なお、具体的な実施時期は県と協議のうえ決定すること。

② 実施場所及び実施期間

現地小売店等の実店舗で1回につき1週間以上実施すること。

③ 実施内容

ア テスト販売結果の整理・分析（売上実績、採算性、継続可能性の検証等）

イ 参加事業者ごとの成果及び課題の整理・フィードバック

ウ 次年度以降の本格輸出や取引継続に向けた方向性の提示

④ その他

受注者が県内生産者等から対象商品を買い上げ、通関手続等を行ういわゆる間接輸出の形態によりテスト販売輸出を実施すること。

テスト販売期間中又は期間後に現地バイヤー等から問合せや追加の商談の依頼があった場合は、県内生産者へ繋ぐとともに、継続取引に向けたサポートを行うこと。

## 5 実施計画

受注者は、本件委託業務の実施にあたり事業計画を作成のうえ県に提出し承認を得ること。提出にあたっては、あらかじめ県と調整を行うこと。

## 6 事業実施の報告

受注者は、本件契約期間の満了の日までに、上記4により実施した業務の結果をまとめ、報告書を提出すること。

## 7 その他

受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

事業実施にあたり、受注者は委託契約に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

実施にあたり、本仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ決定すること。